

○文部科学省令第三十二号

文部科学省設置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十一号）及び文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百二十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

文部科学大臣 下村 博文

文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（文部科学省組織規則の一部改正）

第一条 文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

「第八款 スポーツ・青少年局（第七十条―第七十六条）

第九款 国際統括官（第七十七条）

を「第八款 国際統括官（第七十条

第二章

「第七十八条」を「第七十一条」に、「第七十九条・第八十条」を「第七十二条」に、

第一

第二

第三

## 「第二章 外局

文化庁

第一節 スポーツ庁（第七十三条―第七十八条）

節 長官官房（第八十一条―第八十三条）

第二節 文化庁

節 文化部（第八十四条―第八十六条）

第一款 長官官房（第七十九条―第八十一条）

節 文化財部（第八十七条―第八十九条）

第二款 文化部（第八十二条―第八十四条）

第三款 文化財部（第八十五条―第八十七条）

、「第九十条」を「第八十八条」に、「第九十一条」を「第八十九条」に改める。

第五条第一項中「企画官」の下に「二人」を、「連絡調整官」の下に「一人」を、「情報開示官」の下に「一人」を、「個人情報保護専門官」の下に「一人」を、「危機管理専門官」の下に「一人」を加え、「それぞれ」を削る。

第八条第八項中「日本ユネスコ国内委員会」の下に「、スポーツ庁」を加える。

第十条第二項第三号中「こと（）」の下に「スポーツ庁及び」を加える。

第十一条第二項第四号中「文化庁及び」を「スポーツ庁及び文化庁並びに」に改める。

第十五条第二項中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁」に改める。

第十七条の見出し及び同条第一項中「民間教育事業振興室及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項第一号中「他局及び」を「初等中等教育局及び高等教育局並びに」に改め、同項第二号中「高等教育局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局」に改め、同項第三号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁」に改め、同項第四号及び第五号中「高等教育局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。

第十九条の見出し中「及び社会奉仕活動推進企画官」を削り、同条第一項中「及び社会奉仕活動推進企画官一人」を削り、同条第二項第一号及び第二号中「スポーツ・青少年局及び」を削り、同項第五号及び第六号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁」に改め、同条第四項を削り、同条の次に次の一条を加

える。

(青少年体験活動推進専門官及び青少年有害環境対策専門官)

第十九条の二 青少年教育課に、青少年体験活動推進専門官及び青少年有害環境対策専門官それぞれ一人を置く。

2 青少年体験活動推進専門官は、青少年の体験活動の推進に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

3 青少年有害環境対策専門官は、青少年の心身に有害な影響を与える環境の改善に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

第二十二条第一項中「五十四人」を「五十六人」に改め、同条第六項中「生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び生涯学習政策局」に改める。

第二十三条第二項第一号中「生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに」を「スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「及びスポーツ・青少年局」を削り、同項第六号中「スポーツ・青少年局並びに」を削り、同項第七号中「及びスポーツ・青少年局」を削り、同

条第四項中「事項（）」の下に「スポーツ庁及び」を加える。

第二十四条第二項第二号中「こと（）」の下に「スポーツ庁及び」を加える。

第二十五条第三項中「生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに児童生徒課、幼児教育課、特別支援教育課及び国際教育課」を「スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び他課」に改め、同条第五項中「スポーツ・青少年局並びに」を削り、同条第九項中「生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに児童生徒課、特別支援教育課及び国際教育課」を「スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び他課」に改める。

第二十六条第五項第四号中「スポーツ・青少年局」を「健康教育・食育課」に改める。

第二十八条第三項中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び健康教育・食育課」に改める。

第三十二条を削り、第三十一条を第三十二条とし、第三十条の次に次の一条を加える。

（企画官、健康教育調査官、食育調査官、学校放射線対策専門官、学校保健対策専門官、安全教育調査官、防災教育専門官及び学校給食調査官）

第三十一条 健康教育・食育課に、企画官一人、健康教育調査官二人並びに食育調査官、学校放射線対策専門官、学校保健対策専門官、安全教育調査官、防災教育専門官及び学校給食調査官それぞれ一人を置

- く。
- 2 企画官は、命を受けて、健康教育・食育課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。
- 3 健康教育調査官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に係る健康教育に関する調査に当たる。
- 4 食育調査官は、学校における食育の推進に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。
- 5 学校放射線対策専門官は、学校における被ばく放射線量の低減その他の放射線に係る対策に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調査、指導及び助言に当たる。
- 6 学校保健対策専門官は、学校保健に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（スポーツ庁の所掌に属するものを除く。）に当たる。
- 7 安全教育調査官は、学校における安全教育の充実、安全管理の徹底その他の学校安全の推進に関する調査、指導及び助言に当たる。
- 8 防災教育専門官は、学校における防災教育に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

9 学校給食調査官は、学校給食用物資の確保、学校給食の安全衛生の向上、学校給食指導の充実その他の学校給食の普及充実に関する調査、指導及び助言に当たる。

第三十三条第三項中「スポーツ・青少年局並びに児童生徒課、特別支援教育課及び国際教育課」を「他課」に改める。

第三十五条第三項中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び初等中等教育局」に改める。

第三十六条第十一项中「並びに指導」を「指導」に改める。

第三十七条第八項中「スポーツ・青少年局」を「初等中等教育局」に改める。

第三十八条の見出し及び同条第一項中「インターシップ推進専門官」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第四十三条第二項中「他局及び」を「スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び初等中等教育局並びに」に改める。

第一章第一節第八款及び第九款の款名を削る。

第七十条から第七十六条までを削り、第七十七条を第七十条とし、同条の前に次の款名を付する。

## 第八款 国際統括官

第一章第二節第一款中第七十八条を第七十一条とし、同節第二款中第七十九条を第七十二条とする。

第八十条並びに第二章の章名及び同章第一節から第三節までの節名を削る。

第八十一条を第七十九条とし、同条の前に次の章名、一節、節名及び款名を加える。

## 第二章 外局

### 第一節 スポーツ庁

(学校体育室並びに企画官、スポーツ広報戦略専門官、スポーツ動向調査官、武道推進調査官、教科調査官及びスポーツ振興投票専門官)

第七十三条 政策課に、学校体育室並びに企画官一人、スポーツ広報戦略専門官一人、スポーツ動向調査官一人、武道推進調査官一人、教科調査官三人及びスポーツ振興投票専門官一人を置く。

2 教科調査官は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 学校体育室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 学校における体育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 二 学校における体育及び保健教育の基準の設定に関すること。
- 三 全国的な規模において行われるスポーツ事業（学校における体育に係るものに限る。）に関すること。
- 四 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、学校における体育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 五 教育関係職員その他の関係者に対し、学校における体育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 六 学校における体育のための補助に関すること。
- 4 学校体育室に、室長を置く。
- 5 企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。
- 6 スポーツ広報戦略専門官は、スポーツ庁の所掌事務に係る広報に関する専門的事項についての企画及び立案並びに援助及び助言に当たる。

7 スポーツ動向調査官は、スポーツに関する内外の動向に係る専門的事項についての調査並びに援助及び助言に当たる。

8 武道推進調査官は、武道の振興に関する専門的事項についての調査、指導及び助言並びに連絡調整に当たる。

9 教科調査官は、学校における体育及び保健教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

10 スポーツ振興投票専門官は、スポーツ振興投票に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

(障害者スポーツ振興室並びにヘルスケア調査官及び子供の体力向上推進専門官)

第七十四条 健康スポーツ課に、障害者スポーツ振興室並びにヘルスケア調査官及び子供の体力向上推進専門官それぞれ一人を置く。

2 障害者スポーツ振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 障害者スポーツ(学校における体育を除く。第三号を除き、以下この条において同じ。)の振興に

関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（競技スポーツ課、オリンピック・パラリンピック課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二 障害者スポーツのための補助に関すること（競技スポーツ課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

三 全国的な規模において行われるスポーツ事業（障害者スポーツに係るものに限る。）に関すること（政策課、競技スポーツ課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

四 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、障害者スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（競技スポーツ課の所掌に属するものを除く。）。

五 スポーツの指導者その他の関係者に対し、障害者スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（競技スポーツ課の所掌に属するものを除く。）。

3 障害者スポーツ振興室に、室長及び障害者スポーツ推進専門官一人を置く。

4 障害者スポーツ推進専門官は、障害者スポーツの振興に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（競技スポーツ課及びヘルスケア調査官の所掌に属するものを除く。）に当

たる。

5 ヘルスケア調査官は、スポーツ（学校における体育を除く。以下この項において同じ。）によつて生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減並びに心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（競技スポーツ課及び子供の体力向上推進専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

6 子供の体力向上推進専門官は、子供の体力向上に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

（トレーニング拠点整備推進専門官）

第七十五条 競技スポーツ課に、トレーニング拠点整備推進専門官一人を置く。

2 トレーニング拠点整備推進専門官は、ナショナルトレーニングセンターの整備に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

（外国調査官、国際スポーツ交流推進専門官、国際スポーツ大会専門官、ラグビーワールドカップ推進専門官及びアンチ・ドーピング支援専門官）

第七十六条 国際課に、外国調査官、国際スポーツ交流推進専門官、国際スポーツ大会専門官、ラグビーワールドカップ推進専門官及びアンチ・ドーピング支援専門官それぞれ一人を置く。

2 外国調査官は、外国のスポーツ事情に関する調査、研究及び助言に当たる。

3 国際スポーツ交流推進専門官は、スポーツの振興に係る国際文化交流に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

4 国際スポーツ大会専門官は、国際的な規模において行われるスポーツ大会に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（オリンピック・パラリンピック課及び参事官並びにラグビーワールドカップ推進専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

5 ラグビーワールドカップ推進専門官は、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会に関する専門的事項についての調査、指導及び助言並びに連絡調整に当たる。

6 アンチ・ドーピング支援専門官は、スポーツにおけるドーピングの防止活動の促進に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

（外国カリキュラム開発調査官）

第七十七条 オリンピック・パラリンピック課に、外国カリキュラム開発調査官一人を置く。

2 外国カリキュラム開発調査官は、開発途上にある海外の地域等における体育カリキュラムの開発及び改善の支援に関する調査並びに援助及び助言に当たる。

(企画官、地域スポーツ振興調査官及びスポーツ団体支援専門官)

第七十八条 スポーツ庁に、企画官二人並びに地域スポーツ振興調査官及びスポーツ団体支援専門官それぞれ一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

3 地域スポーツ振興調査官は、地域の振興に資する見地からのスポーツの振興に関する専門的事項についての調査並びに援助及び助言に当たる。

4 スポーツ団体支援専門官は、スポーツ団体の事業の適正かつ円滑な実施(民間事業者との連携を含む。)に関する専門的事項についての調査並びに援助及び助言に当たる。

## 第二節 文化庁

第一款 長官官房

第八十二条を第八十条とし、第八十三条を第八十一条とし、第八十四条を第八十二条とし、同条の前に次の款名を付する。

第二款 文化部

第八十五条を第八十三条とし、第八十六条を第八十四条とし、第八十七条を第八十五条とし、同条の前に次の款名を付する。

第三款 文化財部

第八十八条を第八十六条とし、第八十九条を第八十七条とし、第三章中第九十条を第八十八条とし、第九十一条中「文化庁の」を「外局の」に、「文化庁長官」を「各外局の長」に改め、第四章中同条を第十九条とする。

附則第七条を次のように改める。

(スポーツ庁国際課ラグビーワールドカップ推進専門官の設置期間の特例)

第七条 第七十六条第一項のラグビーワールドカップ推進専門官は、平成三十二年三月三十一日まで置か

れるものとする。

附則に次の一条を加える。

(スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課外国カリキュラム開発調査官の設置期間の特例)

第八条 第七十七条第一項の外国カリキュラム開発調査官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(教育公務員特例法第三十一条及び第三十五条の規定に基づく国立教育政策研究所の長等の選考の手續及び任期等を定める手續に関する省令の一部改正)

第二条 教育公務員特例法第三十一条及び第三十五条の規定に基づく国立教育政策研究所の長等の選考の手續及び任期等を定める手續に関する省令(昭和五十九年文部省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第九十一条第二項」を「第八十一条第二項」に改める。

(文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部改正)

総理府

第三条 文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令(平成十二年 令第六号)の一

文部省

部を次のように改正する。

第二条第一号中「本省内部部局」の下に「及びスポーツ庁内部部局」を加え、同条第四号中「第九十条」を「第八十条」に改める。

(文部科学省聴聞手続規則の一部改正)

総理府

第四条 文部科学省聴聞手続規則(平成十二年 令第九号)の一部を次のように改正する。

文部省

第一条第一項中「文部科学大臣又は」を「文部科学大臣、スポーツ庁長官又は」に改める。

(国立教育政策研究所組織規則の一部改正)

第五条 国立教育政策研究所組織規則(平成十三年文部科学省令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二人(うち一人は、」を「一人(」に改める。

(文部科学省定員規則の一部改正)

第六条 文部科学省定員規則(平成十三年文部科学省令第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「文化庁の」を「各外局別の」に改め、同条の表本省の項中「一、八五五人」を「一、七六四人」に改め、同項の次に次のように加える。

スポーツ庁	一二二人	
-------	------	--

第一条の表合計の項中「二、〇八八人」を「二、一一八人」に改める。

第二条の見出し中「文化庁」を「各外局」に、「特別の機関」を「各特別の機関」に改め、同条中「本省の」を「本省及び各外局の」に、「各施設等機関及び特別の機関」を「各施設等機関及び各特別の機関」に改め、「並びに文化庁の各内部部局及び特別の機関別の定員」を削り、「文化庁の定員」を「各外局別の定員」に改める。

#### 附 則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。